



不動産公売広報

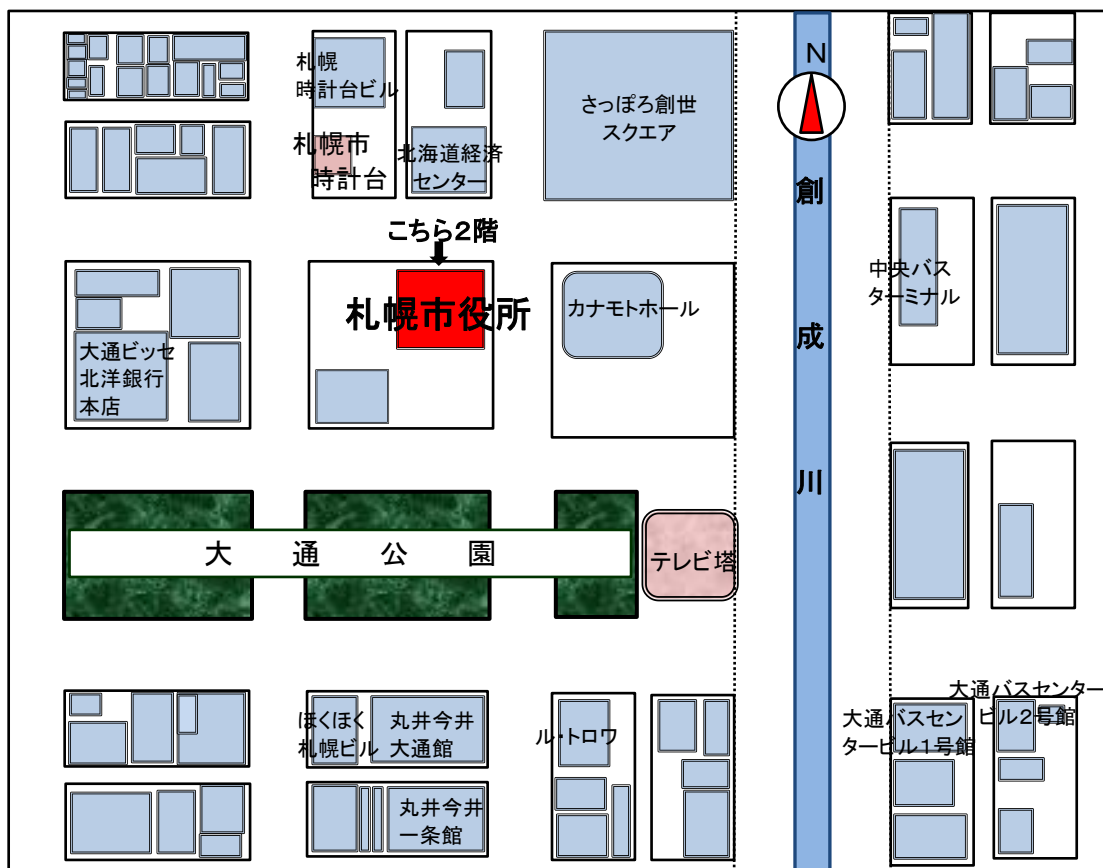
令和7年度第3回 札幌市不動産公売

入札期間

令和7年11月12日(水)午前9時から11月14日(金)午後4時まで
各日 午前9時00分から午後4時00分まで

公売会場

札幌市財政局税政部納税指導課納税係
札幌市中央区北1条西2丁目札幌市役所2階北側



【MEMO】

目 次

項	目	ページ
1	公売に参加される皆様へ	1
2	不動産公売のご案内	2
3	期間入札による公売手続きの流れ	3
4	公売参加の手引き	4
5	公売保証金振込通知書兼払渡請求書	14
6	公売保証金振込通知書兼払渡請求書の記載例	16
7	入札書	18
8	入札書の記載例	20
9	入札書提出用封筒	22
10	陳述書（個人用）	23
11	陳述書（法人用）	25
12	【陳述書（法人用）別紙】入札者（買受申込者）である法人の役員に関する事項	27
13	【陳述書別紙】自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項	29
14	（別紙）自己の計算において入札等をさせようとする者（法人）の役員に関する事項	32
15	委任状＜公売手続全般用_入札時＞	34
16	委任状＜落札後権利移転手続用＞	36
17	入札書（共同入札用）	38
18	入札書別紙（共同入札用）	41
19	共同入札代表者の届出書	42
20	共同入札代表者の届出書別紙	44
21	郵送用封筒	45
22	公売財産明細書	46
	売却区分番号10-001	47
	売却区分番号10-002	54
	売却区分番号10-003	69
	売却区分番号10-004	72
	売却区分番号20-001	75
	売却区分番号20-002	86
	売却区分番号50-001	97

公売に参加される皆様へ

1 この不動産公売について

この不動産公売は、札幌市が、市税の滞納処分により差し押さえた財産を、期間入札の方法により入札期間内に入札会場に会場に来て直接提出する方法又は郵送による方法により入札を受け付け、開札期日に開札を行って最高価申込者を決定の上、売却するものです。

2 公売参加資格

原則として公売保証金を納付すれば、どなたでも公売に参加することができます。ただし、次に該当する方は公売財産を買い受けることができません。

- (1) 滞納者等、国税徴収法第92条（買受人の制限）の規定に該当する者
- (2) 公売による売却の実施を妨げる行為をした者等、国税徴収法第108条（公売実施の適正化のための措置）の規定に該当する者
- (3) 公売財産が農地の場合等、公売財産の買受人について、一定の資格その他の要件を必要とする場合に、これらの資格を有しない者（買受適格証明書の提出ができない者など）
- (4) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者

3 公売参加に当たっての一般的な留意事項

- (1) 公売は現況有姿により行うものですので、あらかじめ公売財産の現況、権利関係、不動産登記事項証明書等の関係公簿等を必ず確認し、十分な調査を行った上で公売に参加してください。
- (2) 公売の条件や公売財産の内容については、公売財産を所管する各市税事務所の掲示板に掲示する「公売公告」でご確認ください。
- (3) 不動産の名称、数量等は登記簿による表示です。
- (4) 掲載している図面や写真が現況と異なる場合は、現況を優先します。個人情報保護等のため、写真情報は一部加工しています。
- (5) 公売財産明細書に記載されている情報以外は回答できません。
- (6) 公売財産の種類又は品質に関する不適合について、現所有者及び札幌市は担保責任等を負いません。
- (7) 札幌市は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合、公売財産内の動産の撤去などは、買受人が行うことになります。
- (8) 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者と、それぞれ協議してください。札幌市は関与いたしません。
- (9) 耐震、土壌汚染、アスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。
- (10) 落札された公売財産はいかなる理由があっても返品できません。
- (11) 滞納税の完納等により公売を中止する場合がありますので、事前に必ず公売財産を所管する市税事務所納税課にご確認ください。

入札に必要な書類は、札幌市公式ホームページ「令和7年度第3回不動産公売情報」でも案内しております。 https://www.city.sapporo.jp/citytax/koubai/fudosan_koubai/index.html

入札についてその他ご不明な点は、以下の問い合わせ先にお問い合わせください。

問い合わせ先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目札幌市役所2階北側
札幌市財政局税政部納税指導課納税係（公売担当）
TEL 011-211-2292
FAX 011-218-5149

令和7年度第3回 不動産公売のご案内

公売(入札)日時	令和7年11月12日(水)午前9時から11月14日(金)午後4時まで 各日 午前9時00分から午後4時00分まで
公売保証金の納付期間	公売(入札)日時と同じ
公売の場所	札幌市財政局税政部納税指導課納税係 (札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎2階)
開札日時	令和7年11月20日(木) 午前10時00分
開札の場所	札幌市役所地下1階3号会議室(札幌市中央区北1条西2丁目)
売却決定日時	令和7年12月11日(木) 午前10時00分
売却決定場所	売却区分番号ごとに、所管する市税事務所納税課において決定します。
買受代金納付期限	令和7年12月11日(木) 午後2時00分

上記開札の結果、最高価額の入札者が2人以上ある場合には、下表のとおり、期間入札の方法で追加入札を行う。

追加入札の日時	令和7年11月25日(火)午前9時から11月26日(水)午後4時まで 各日 午前9時00分から午後4時00分まで
追加入札の場所	札幌市財政局税政部納税指導課納税係 (所在地は上記公売の場所に同じ)
追加入札の開札日時	令和7年11月28日(金) 午前10時00分
追加入札の開札場所	札幌市役所地下1階5号会議室(札幌市中央区北1条西2丁目)
追加入札の売却決定日時	令和7年12月19日(金) 午前10時00分
追加入札の売却決定場所	売却区分番号ごとに、所管する市税事務所納税課において決定します。
追加入札の買受代金納付期限	令和7年12月19日(金) 午後2時00分

所管する市税事務所納税課

公売公告番号/ 売却区分番号	所在地	電話
札幌市告示第4016号/ 10-001~10-004	札幌市中央区南3条西11丁目 札幌市中央市税事務所納税課	011-596-0504
札幌市告示第4012号/ 20-001~20-002	札幌市中央区北4条西5丁目 アスティ45 9階 札幌市北部市税事務所納税課	011-207-3154
札幌市告示第4019号/ 50-001	札幌市西区琴似3条1丁目1-20 コトニ3・1ビル2階 札幌市西部市税事務所納税課	011-618-3155

期間入札による公売手続きの流れ

1 公売公告・関係公簿等の確認

- ①公売の条件や公売財産の内容について、公売公告・公売広報を確認する。
- ②公売財産の現況及び関係公簿等を確認する。



2 入札書等必要書類の入手

札幌市公式ホームページ「様式集(令和7年度第3回 不動産公売)」からダウンロードしてください。
札幌市納税指導課の窓口(札幌市役所本庁舎2階)で交付を受けることもできます。



3 公売保証金の提供【令和7年11月12日(水)午前9時から11月14日(金)午後4時まで】

- ①公売保証金の振込み等(本誌4頁以降の公売参加の手引きⅠ「1 公売保証金の提供」を参照)
- ②公売保証金振込通知書兼払渡請求書を作成する。



4 入札【令和7年11月12日(水)午前9時から11月14日(金)午後4時まで】

入札書など必要書類の提出(本誌4頁以降の公売参加の手引きのⅠ「2 提出書類」及び「3 提出方法」を参照)

＜提出先＞〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎2階北側
札幌市財政局税政部納税指導課納税係公売担当



5 開札・最高価申込者の決定【令和7年11月20日(木) 午前10時00分】

- ①開札の場所: 札幌市役所地下1階3号会議室
- ②最高価申込者の決定は、開札後、開札の場所において直ちに行います。



6 売却決定【令和7年12月11日(木) 午前10時00分】

買受代金納付期限【令和7年12月11日(木) 午後2時00分】

- ①買受人は、売却決定を受けた後、買受代金納付期限までに買受代金の全額(入札価額から公売保証金を差し引いた残額)を所管する市税事務所納税課が指定する金融機関の口座への振込み等より納付してください。(本誌4頁以降の公売参加の手引きのⅡ「11 買受代金の納付」を参照)
- ②原則として、買受代金の全額を納付したときに公売財産を取得します。ただし、農地の場合等、法令の規定により認可又は登録を要するものについては、関係機関の認可又は登録があったときに権利移転の効力が生じます。
- ③追加入札の場合、次順位買受申込者が売却決定を受けた場合、売却決定の日時までに買受人が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合等は、売却決定の日時及び買受代金納付期限は異なる日時となります。



7 不動産の所有権移転登記の嘱託

札幌市が法務局に不動産の所有権移転登記を嘱託します。

※本誌4頁以降の公売参加の手引きをよくご確認ください。

公売参加の手引き

I 入札する際の手続きの詳細

1 公売保証金の提供

入札する場合には、入札前に売却区分番号ごとに定められた公売保証金を提供する必要があります。

(1) 提供方法

ア 札幌市が指定した預金口座に振り込む方法

イ 現金又は小切手（電子交換所参加銀行が振り出したもの（いわゆる預金小切手）で、呈示期間の満了までに5日以上の期間のあるものに限ります。）を公売の場所に直接持参する方法

(2) 提供期限

公売公告に記載した「公売保証金の納付の期限」

(3) 札幌市が指定した預金口座に振り込む場合

ア 公売保証金の振込み

入札期間開始後、公売公告に記載した「公売保証金の納付の期限」までに、売却区分番号ごとに定められた公売保証金の金額を、次の公売保証金振込先の預金口座に売却区分番号ごとに振り込む方法により提供してください。

公売保証金振込先

北洋銀行	札幌市役所支店	当座預金	1005099
		サッポロノセイ・インド・カ	ゲンキスイウイン
口座名義人	札幌市納税指導課	現金出納員	

(注1) 振込金額が定められた公売保証金の金額と相違している場合は、公売保証金の納付がなかったことになります。

(注2) 公売保証金は、公売公告の「公売保証金の納付の期限」までに、公売保証金振込先口座に入金済（着金）とされていなければなりません。納付の期限までに、公売保証金振込先口座への入金が確認できない場合は、入札は無効となります。そのため、振込みに当たっては電信扱いとしてください。

(注3) 公売保証金の振込みは、入札者が行う必要があります。公売保証金の振込人と入札者とが異なる場合には、入札は無効になります。

(注4) 振込手数料は、入札者の負担となります。

(注5) 公売保証金の振込みを確認後、執行機関から領収書を郵送します。

(注6) 公売保証金の提供後は、その取消し又は変更ができません。

イ 公売保証金振込通知書兼払渡請求書の作成

「公売保証金振込通知書兼払渡請求書」の太枠で囲まれた部分を記載し、振込みを依頼した金融機関から交付された「振込金受取書」の写しを「公売保証金振込通知書兼払渡請求書」の所定の位置に貼り付けてください。

(注) 公売保証金の返還を受ける際に使用する振込先金融機関には、全国銀行資金決済ネットワークを利用している、全国の金融機関の口座（納税準備

預金を除きます)を記載してください。

- (4) 現金又は小切手(電子交換所参加銀行が振り出したもの(いわゆる預金小切手)で呈示期間の満了までに5日以上の期間のあるものに限りまゝす。)を公売の場所に直接持参する場合

ア 公売保証金の持参

入札期間開始後、公売公告に記載した「公売保証金の納付の期限」までに、売却区分番号ごとに定められた公売保証金の金額の現金又は小切手(電子交換所参加銀行が振り出したもの(いわゆる預金小切手)で、呈示期間の満了までに5日以上の期間のあるものに限りまゝす。)を、札幌市財政局税政部納税指導課納税係にお持ちください。

(注) 公売保証金の納付と引き換えに、領収書を交付します。

イ 公売保証金振込通知書兼払渡請求書の作成

「公売保証金振込通知書兼払渡請求書」の太枠で囲まれた部分を記載してください。公売保証金を公売の場所に直接持参する場合は金融機関の証明書(振込金受取書)の写しの貼付は不要です。

(注) 公売保証金の返還を受ける際に使用する振込先金融機関には、全国銀行資金決済ネットワークを利用している、全国の金融機関の口座(納税準備預金を除きます)を記載してください。

2 提出書類

入札に当たっては、以下の書類を提出してください。

入札に必要な書類は、札幌市公式ホームページ「不動産公売情報」でも案内しております。

https://www.city.sapporo.jp/citytax/koubai/fudosan_koubai/index.html

「入札書提出用封筒」及び「郵送用封筒」は適宜の封筒に貼り付けてご利用ください。

また、記載に当たっては、記載例を参照してください

(1) 公売保証金振込通知書兼払渡請求書

公売保証金の提供方法や書類の作成などは、前記1をご確認ください。

(2) 入札書

ア 入札書の記載

入札書には、次の点に注意し、住所(所在地)、氏名(名称)、告示番号、売却区分番号、入札価額及びその他必要な事項を記載してください。

- (ア) 入札書には、個人にあっては住民登録上の住所及び氏名、法人にあっては商業登記簿上の所在地及び商号を記載してください。

なお、入札書の記載に当たっては、入札書裏面の注意事項をよく読み、字体を鮮明にし、訂正したり、抹消したりしないでください。

- (イ) 書き損じた場合は、新たな入札書を使用してください。訂正された入札書は無効となります。

- (ウ) 一度提出した入札書は、入札期間内であっても、引き換え、変更又は取り消しすることはできません。

(エ) 同一人が、同一の売却区分番号について、2枚以上の入札書を提出すると、その入札書はいずれも無効となります。

イ 入札書提出用封筒への封入

入札書を入札書提出用封筒に入れ、のり付けしてください。入札書提出用封筒には、売却区分番号及び開札日時を記載してください。

なお、1つの入札書提出用封筒に封入できる入札書は1枚のみですので、複数の公売財産(売却区分番号)の入札をする場合は、入札する公売財産(売却区分番号)の数だけ入札書提出用封筒が必要となります。

(3) 委任状

代理人が入札する場合には、受任者が代理権限を有することを証する委任状<公売手続全般用_入札時>（委任者の実印を押印し、委任者の印鑑証明書を添付したもの）を提出してください。また、入札書には、入札者の住所（所在地）、氏名（名称）のほか、代理人の住所（所在地）、氏名（名称）及び代理人である旨の記載をしてください。

（注）国税徴収法第108条（公売実施の適正化のための措置）の規定により公売への参加を制限される者等は、代理人になることができません。

(4) 共同入札代表者の届出書

共同で入札する場合は、共同入札者のなかから1名の共同入札代表者を定め、「共同入札代表者の届出書」を提出してください。共同入札代表者の届出書には、共同入札者全員を記載し、公売財産の持分についても、事前に入札者間で決定のうえ、必ず記載してください。

また、共同入札代表者が入札する場合は、代表者以外の方全員から代表者が代理権限を有することを証する委任状<公売手続全般用_入札時>（委任者の実印を押印し、委任者の印鑑証明書を添付したもの）を提出してください。

なお、代理人が入札する場合には、共同入札者の方全員から受任者が代理権限を有することを証する委任状<公売手続全般用_入札時>（委任者の実印を押印し、委任者の印鑑証明書を添付したもの）を提出してください。

(5) 陳述書

陳述書に住所（所在地）、氏名（名称）、売却区分番号及びその他必要な事項を記載してください。住所地は、住民票上の住所地又は商業登記簿に係る登記事項証明書等に記載されている本店所在地を記載してください。

ア 個人

- ・陳述書（個人用）
- ・自己の計算において入札等をさせようとする者がいる場合は、後記エの書類

イ 法人

- ・陳述書（法人用）
- ・入札者（買受申込者）である法人の役員に関する事項
- ・商業登記簿謄本（法務局にて取得）
- ・自己の計算において入札等をさせようとする者がいる場合は、後記エの書類

ウ 指定許認可等

次の指定許認可等を受けている事業者は、陳述書に指定許認可等を受けていることを証する書類の写しを添付してください。

① 宅地建物取引業法第3条第1項の免許を受けて事業を行っている者

② 債権管理回収業に関する特別措置法第3条の許可を受けて事業を行っている者

(注1) 上記書類の写しの提出がない場合は、調査の嘱託の対象となります。

(注2) 指定許認可等を受けていることを証する書類とは、上記①にあつては都道府県又は国土交通省（各整備局）が発行する免許証等、上記②にあつては法務省が発行する許可証等を指します。

エ 自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項

自己の計算において入札の申出をさせようとする者がいる場合は、「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」を提出してください。

また、自己の計算において入札の申出をさせようとする者が法人の場合は、「自己の計算において入札等をさせようとする者（法人）の役員に関する事項」及び「法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）」を提出してください。

なお、「自己の計算において入札者に入札等をさせようとする者」とは、その不動産を取得する意図で、入札者に対して資金を提供して入札させようとする者など、不動産を取得することによる経済的損益が実質的に帰属する者をいいます。

＜陳述書等に関する注意事項＞

a 不動産の入札に参加される方は、国税徴収法第99条の2に基づき、次のいずれにも該当しない旨を前記の陳述書等の提出により陳述しなければ入札することができません。

(a) 買受申込者（その者が法人である場合には、その役員）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号（定義）に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者（以下「暴力団員等」という。）であること

(b) 自己の計算において買受申込みをさせようとする者（その者が法人である場合には、その役員）が暴力団員等であること

b 「陳述書（別紙を含む。）」の提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載の上、提出してください。

c 提出した「陳述書」は、入札期間内であっても、訂正や追完はできません。そのため、提出した「陳述書」に不備がある場合は、入札期間内に再提出が必要となります。再提出が必要な方には、公売担当からご連絡します。

d 法人の役員を証する書面について、商業登記簿に係る登記事項に変更が生じている場合は、変更の登記後の、最新の情報が記載された発行後3か月以内のものを提出してください。

e 地方税法（第334条等）の規定により、虚偽の陳述をした者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。

(6) 買受適格証明書

公売財産が農地等の場合は、都道府県知事又は農業委員会の発行する「買受適格証

明書」を提出してください。

3 提出方法

前記2の提出書類に不備等がないか確認の上、入札期間内に以下の方法により＜提出先＞へ提出してください。

(1) 入札会場に会場して直接提出する方法

以下の＜提出先＞の窓口へ直接お持ちください。関係書類の提出を確認した後に、入札書提出用封筒受領証をその場で交付します。

(2) 郵送（書留等）により入札する方法

以下の＜提出先＞へ「郵送用封筒」に同封し、郵送（書留等）により提出してください。

（注1） 入札期間を経過した後に提出された（到着した）入札書は無効となりますので、郵送により入札書を提出する場合は、所要の日数を見込んだ上で送付（期間内必着）してください。

（注2） 関係書類の提出を確認した後に、入札書提出用封筒受領証を郵送します。

＜提出先＞ 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎2階北側 札幌市財政局税政部納税指導課納税係公売担当
--

4 買受人の制限

次のいずれかに該当する者は、公売財産を買い受けることはできません。

- (1) 滞納者等、国税徴収法第92条（買受人の制限）の規定に該当する者
- (2) 公売による売却の実施を妨げる行為をした者等、国税徴収法第108条（公売実施の適正化のための措置）の規定に該当する者
- (3) 公売財産が農地の場合等、公売財産の買受人について、一定の資格その他の要件を必要とする場合に、これらの資格を有しない者（買受適格証明書の提出ができない者など）
- (4) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者

II 開札から権利移転までの手続き

1 開札期日及び開札の方法

開札期日及び開札場所は、公売公告に記載した「開札の日時」及び「開札の場所」のとおりです。開札の方法は、開札の場所において入札者の面前で行います。ただし、入札者が開札の場所にはいないときは、公売事務を担当していない職員が立ち会って開札します。

（注1） 開札会場では、本人確認のために身分証明書を提示又は提出していただきますので、入札者（法人の場合は代表者、代理人の場合には代理人）は運転免許証、マイナンバーカードなどの公的機関が発行した身分証明書をお持ちください。

(注2) 代理人(法人の場合は代表権限を有しない入札事務を担当する従業員を含む。)が開札から権利移転までの手続きのみを行う場合には、受任者が代理権限を有することを証する委任状<落札後権利移転手続用>(委任者の実印を押印し、委任者の印鑑証明書を添付したもの)を提出する必要があります(後記18参照)。

2 最高価申込者の決定

最高価申込者の決定は、開札後、開札の場所において直ちに、公売財産の売却区分番号ごとに、入札価額が見積価額以上で、かつ、最高価額の者に対して行います。

なお、開札の結果、最高価申込者が2人以上いる場合の追加入札は、期間入札の方法により行います。

3 次順位買受申込者の決定

最高価申込者の決定後直ちに、次の(1)～(3)の全てに該当する者を次順位買受申込者に決定します。

- (1) 最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額で入札した者(後記4の最高価申込者が2人以上いた場合は、くじにて最高価申込者として決定を受けた者以外の入札者)
- (2) 入札価額が見積価額以上で、かつ、最高価申込者の入札価額から公売保証金額を差し引いた金額以上であること
- (3) 入札時に次順位買受申込みを行っていること

なお、次順位による買受申込者が2人以上ある場合には、くじで次順位買受申込者を決定します。

(注) 次順位買受申込者の決定を受けた入札者は、最高価申込者が買受けの申込みを取消した場合、又は最高価申込者に対する売却決定が取消された場合などに限り、公売財産を買い受けることができます。

4 追加入札

- (1) 開札の結果、最高価額による入札者が2人以上ある場合(同額である場合)には、その入札者の間で追加入札を行い、追加入札の価額が同額のときは、くじで最高価申込者を決定します。
- (2) 追加入札は期間入札の方法により行います。追加入札の日程は、公売公告に記載したとおりです。なお、追加入札の場合の最高価申込者の決定は、追加入札の開札後、追加入札の開札場所において直ちに行います。
- (3) 追加入札の入札価額は、当初の入札価額以上であることが必要です。当初の入札価額に満たない価額で追加入札したとき、又は追加入札をすべき者が入札しなかったときは、国税徴収法第108条により公売場所への入場、入札などを制限することがあります。

5 最高価申込者・次順位買受申込者への通知

- (1) 最高価申込者に対しては、最高価申込者の決定後、速やかに「不動産等の最高価申

込者の決定等通知書」を郵送します。

- (2) 次順位買受申込者に対しては、次順位買受申込者の決定後、速やかに「不動産等の次順位買受申込者の決定等の通知書」を郵送します。

6 警察への調査の嘱託

最高価申込者等の決定後、北海道警察に対し、以下の対象者が暴力団員等に該当するか否かの調査の嘱託を行います。

なお、「陳述書」に指定許認可等を受けていることを証する書面の写しを添付している者については、調査の嘱託は行いません。

- (1) 最高価申込者
- (2) 次順位買受申込者
- (3) (1)及び(2)の者が提出した「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」に記載されている者
- (4) (1)から(3)までの者が法人である場合は、その役員に該当する者

7 公売保証金の返還

- (1) 最高価申込者及び次順位買受申込者とならなかった入札者

最高価申込者及び次順位買受申込者とならなかった入札者が納付した公売保証金は「公売保証金振込通知書兼払渡請求書」に記載された金融機関の口座への振込みにより返還します。

なお、公売保証金の返還には、開札終了後2週間程度を要します。

- (2) 次順位買受申込者

次順位買受申込者については、最高価申込者が買受代金を納付した後に、(1)と同様の方法で、返還します。

なお、公売保証金の返還には、最高価申込者が買受代金を納付した後2週間程度を要します。

8 最高価申込者・次順位買受申込者の決定の取消し

次の場合には、最高価申込者・次順位買受申込者の決定を取り消します。

- (1) 売却決定前に、公売に係る市税等の完納の事実が証明されたとき
- (2) 最高価申込者（次順位買受申込者）に国税徴収法第108条第2項又は第5項（公売実施の適正化のための措置）の規定が適用されたとき

（注） 最高価申込者又は次順位買受申込者が納付した公売保証金は、(1)の場合又は(2)の国税徴収法第108条第5項の規定が適用された場合は、前記7(1)と同様の方法で返還します。公売保証金の返還には、最高価申込者・次順位買受申込者の決定の取消し後2週間程度を要します。

なお、(2)の国税徴収法第108条第2項が適用された場合は返還しません（後記Ⅲ3 公売保証金の市への帰属等を参照）。

9 売却決定

- (1) 売却決定は、公売公告に記載した「売却決定日時」及び「売却決定の場所」において、最高価申込者に対して行います。売却決定は、入札書の入札価額をもって行います。
- (2) 次順位買受申込者に対する売却決定は、国税徴収法第 113 条第 2 項各号に掲げる日に行います。
- (3) 売却決定の日時までに前記 6 の警察への調査の嘱託の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び買受代金納付期限が変更されます。

10 公売保証金の買受代金への充当

最高価申込者又は次順位買受申込者で、売却決定を受けた者が納付した公売保証金は、買受代金の一部に充当します。

11 買受代金の納付

- (1) 買受人は、売却決定を受けた後、公売公告に記載した買受代金納付期限までに買受代金の全額（入札価額から公売保証金を差し引いた残額）を所管する市税事務所納税課が指定した金融機関の口座に振り込むか、現金又は小切手（電子交換所参加銀行が振り出したもの（いわゆる預金小切手）で、呈示期間の満了までに 5 日以上の期間のあるものに限り。）を所管する市税事務所納税課に直接持参することにより納付してください。

（注 1）買受代金納付期限までに、指定口座において入金を確認できない場合は、買受代金の納付がないものとみなします。指定口座への振込みは、必ず「電信」扱いにしてください。

（注 2）指定口座への振込手数料は、買受人の負担になります。

- (2) 次順位買受申込者が買受人になった場合には、その売却決定の日から起算して 7 日を経過した日が、買受代金納付期限になります。
- (3) 買受代金の納付が確認できた後に、「売却決定通知書」を交付します。

12 所有権の移転時期

原則として、買受代金の全額を納付したときに公売財産を取得します。ただし、農地の場合等、法令の規定により認可又は登録を要するものについては、関係機関の認可又は登録があったときに権利移転の効力が生じます。

13 危険負担の移転時期

公売財産に係る危険負担は、買受代金の全額が納付されたときに、買受人に移転します。したがって、買受代金納付後に生じた公売財産のき損、盗難、焼失等による損害は買受人が負担することになります。なお、農地の場合等、法令の規定により認可又は登録を要するものの危険負担の移転時期は、関係機関の認可又は登録があったときとなります。

14 権利移転の手續及び費用

- (1) 公売財産で権利移転につき登記を要する不動産については、法令に別段の定めがある場合を除いて、所有権移転登記請求書による買受人の請求により、札幌市が登記を関係機関に囑託します。
- (2) 必要書類及び手續等については、最高価申込者決定後、公売財産を所管する市税事務所納税課から買受人に別途連絡します。
(参考) 所管する市税事務所納税課への提出書類
 - ① 所有権移転登記請求書
 - ② 住民票又は商業・法人登記簿謄抄本若しくは代表者事項証明書
 - ③ 登録免許税の領収書
 - ④ 市町村役場発行の固定資産評価証明書（公売財産の所在地によって必要になる場合があります。）
 - ⑤ 登記関係書類の郵送料
- (3) 公売財産の権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税、登記関係書類の郵送料等）は、買受人の負担となります。
- (4) 権利移転の登録を買受人が自ら行う必要のある公売財産を買い受けた場合は、速やかに権利移転の手續きを行ってください。札幌市は、前記(1)を除き、権利移転の手續きを行いません。

15 財産の引渡し

札幌市は公売財産の引渡しの義務を負いません。したがって、買い受けた財産の前所有者や賃借人、占有者等に財産の引渡しを求める場合は、買受人自身においてこれを行う必要があります。

なお、前所有者等が引渡しの請求に応じない場合は、買受人が民事訴訟を提起してその実行を求めること等をしなければならない場合があります。

16 契約不適合責任

公売財産の種類又は品質に関する不適合について、現所有者及び札幌市は担保責任等を負いません。

17 適格請求書（インボイス）の交付

公売財産がインボイス発行事業者の所有する消費税課税財産の場合は、買受人の求めに応じて、札幌市が適格請求書を交付します。

なお、公売財産がインボイス発行事業者の所有する消費税課税財産の場合には、公売公告にその旨記載していますので、ご確認ください。

18 代理人が開札から権利移転までの手續きのみを行う場合

買受人ご本人が買受代金の納付等の手續ができない場合、代理人がそれらの手續を行うことができます。代理人（法人の場合は代表権限を有しない入札事務を担当する従業員を含む。）が開札から権利移転までの手續きを行う場合、手續きに必要となる

書類等のほかに、以下の書類を所管する市税事務所納税課へご提出ください。

(1) 委任状<落札後権利移転手続用>

(注1) 委任者の実印を押印し、委任者の印鑑証明書を添付してください。

(注2) 入札時に委任状<公売手続全般用_入札時>を提出し、代理人に入札から落札後の手続までを委任している場合は、改めて、委任状<落札後権利移転手続用>を提出する必要はありません。

(2) 代理人が所管する市税事務所納税課に来庁する場合は、その代理人の運転免許証、マイナンバーカードなど、その代理人の住所および氏名が明記され、その代理人の写真が添付されている身分証明書及び代理人の印鑑。

(注) 事前に所管する市税事務所納税課に連絡の上、その他必要書類の有無等について確認してください。

※ 買受人が法人で、その法人の従業員の方が、買受代金の納付などを行う場合も、その従業員が代理人となり、委任状等が必要となります。

III その他

1 売却決定の取消し

次の場合には、売却決定を取り消します。

- (1) 売却決定後、買受人が買受代金の全額を納付する前に、公売に係る市税等の完納の事実が証明されたとき
- (2) 買受人が買受代金の納付期限までに買受代金の全額を納付しないとき
- (3) 売却決定後、国税徴収法第108条第2項又は第5項（公売実施の適正化のための措置）の規定によって、最高価申込者・次順位買受申込者の決定を取り消したとき
- (4) 売却決定後、国税徴収法第114条（買受申込み等の取消し）の規定により、買受人が買受けを取り消したとき
- (5) 不服申立てに対する決定若しくは裁決又は判決により売却決定が取り消されたとき

2 買受申込み等の取消し

最高価申込者の決定、次順位買受申込者又は売却決定が行われた場合であっても、法律の規定に基づき滞納処分の続行の停止がされる場合があります。

買受代金の納付期限前に滞納処分の続行の停止があった場合は、最高価申込者、次順位買受申込者は、滞納処分の続行が停止している間は、その入札又は買受けを取り消すことができます。

3 公売保証金の市への帰属等

買受人が、買受代金をその納付期限までに納付しないことにより、売却決定が取消された場合は、その者の納付した公売保証金は、その公売に係る市税に充て、なお残余があるときは、これを滞納者に交付します。

また、国税徴収法第108条第2項の処分を受けた者の納付した公売保証金は、札幌市に帰属します。

公売保証金振込通知書兼払渡請求書											
札幌市長								令和 年 月 日			

公売保証金の提出												
売却区分番号	公売保証金	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

上記の売却区分番号に係る公売財産の入札を行うに当たって、上記の公売保証金を金融機関へ振込みにより提出しました。
なお、売却決定日に私（公売保証金振込者）に対し、売却決定が行われた場合、納付した公売保証金については、買受代金に充ててください。

公売保証金振込者 ①公売保証金振込者と入札者は、同一のものでなければなりません。 ②法人の場合は、その所在地、名称及び代表者名を記載してください。	住所 (所在地)	電話番号
	フリガナ	
	氏名 (名称)	印

公売保証金の払渡請求〔入札者本人の口座を記載してください〕	
-------------------------------	--

公売保証金の返還事由が生じたときは、この保証金については、次の口座への振込みによる払渡しを請求します。

氏名(名称) 印

振込先の金融機関名	銀行・組合 金庫・農協・漁協	本店・本所 支店・支所
預貯金の種別	普 通 ・ 当 座 ・ 貯 蓄 ・ 通 知 ・ 別 段	
口座番号		
フリガナ		
口座名義		

(注)入札者は、太い枠内を必ず記載してください。裏面の注意事項を必ずお読みください。

金融機関の証明書(振込金受取書)の写しの貼付箇所	公売保証金を指定の金融機関の口座に振り込んだ旨の証明書として、振込みを依頼した金融機関から交付を受けた「振込金受取書」の写しを、この枠内に貼り付けて提出してください。 なお、貼付けにあたっては、剥がれないように確実に貼り付けたいえ、割印してください。 また、振込みにあたっては、注意事項をよく読んで、間違いのないようにお願いします。
--------------------------	--

※事務局使用欄

受理日	令和 年 月 日	取扱者	
買受資格	☐ 有 (☐ 最高価 ・ ☐ 次順位)	取扱者	
	☐ 無		
払出日	令和 年 月 日	取扱者	

注意事項

- 1 氏名(名称)、住所(所在地)は住民登録(商業登記)上のものを記入してください。
- 2 金額の頭に¥マークを記入してください。
- 3 公売保証金振込通知書兼払渡請求書は、入札を行う売却区分番号ごとに、それぞれ作成してください。
- 4 公売保証金振込者は、公売の入札者でなければなりません。

※公売保証金振込者と入札者が異なる場合は、入札が無効となります。

- 5 最高価申込者等とならなかった場合など、公売保証金を返還する事由が生じた場合は、「公売保証金の払渡請求」欄に記載された金融機関の口座へ振込みにより返還します。公売保証金の返還には2週間程度を要しますのであらかじめご承知おきください。

※公売保証金は入札者に返還しますので、「公売保証金の払渡請求」欄に記載する預金口座は、入札者本人名義の口座を誤りのないように記載してください。

- 6 公売保証金の振込先は、次のとおりです。

公売保証金振込先

北洋銀行 札幌市役所支店 当座預金 1005099
サッポロソウセイイトウカ ケンキンスイウイン
口座名義人 札幌市納税指導課 現金出納員

- 7 現金又は小切手(電子交換所参加銀行が振り出したもの(いわゆる預金小切手)で、呈示期間の満了までに5日以上のあるものに限ります。)を公売の場所に直接持参する方法で公売保証金を提供する場合は、「公売保証金振込者」を「公売保証金提出者」と、表面の「上記の売却区分番号に係る公売財産の入札を行うに当たって、上記の公売保証金を金融機関へ振込みにより提出しました。」を「上記の売却区分番号に係る公売財産の入札を行うに当たって、上記の公売保証金を提出します。」と読み替えます。
- 8 現金又は小切手(電子交換所参加銀行が振り出したもの(いわゆる預金小切手)で、呈示期間の満了までに5日以上のあるものに限ります。)を公売の場所に直接持参する方法で公売保証金を提供する場合は、金融機関の証明書(振込金受取書)の写しの貼付は不要です。

公売保証金振込通知書兼払渡請求書												
札幌市長								令和〇年〇月〇日				
公売保証金の提出												
売却区分番号	公売保証金	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
〇〇-〇〇〇					¥	1	2	0	0	0	0	0
上記の売却区分番号に係る公売財産の入札を行うに当たって、上記の公売保証金を金融機関へ振込みにより提出しました。 なお、売却決定日に私（公売保証金振込者）に対し、売却決定が行われた場合、納付した公売保証金については、買受代金に充ててください。												
公売保証金振込者 ①公売保証金の振込者と入札者は、同一のものでなければなりません。 ②法人の場合は、その所在地、名称及び代表者名を記載してください。	住所 (所在地) フリガナ 氏名 (名称)	札幌市北区北24条西6丁目1番1号 カブシキガイシャ キタクトウサン ダイエイトリシマリヤク 〇〇 〇〇 株式会社 北区不動産 代表取締役 〇〇 〇〇 代表印										
公売保証金の払渡請求〔入札者本人の口座を記載してください〕												
公売保証金の返還事由が生じたときは、この保証金については、次の口座への振込みによる払渡しを請求します。												
氏名(名称)	株式会社 北区不動産 代表取締役 〇〇 〇〇 代表印											
振込先の金融機関名	〇〇〇〇 銀行・組合 〇〇〇〇 本店・本所 金庫・農協・漁協 支店・組合											
預貯金の種別	普 通 ・ 当 座 ・ 貯 蓄 ・ 通 知 ・ 別 段											
口座番号	1	2	3	4	5	6	7					
フリガナ	カブシキガイシャ キタクトウサン ダイエイトリシマリヤク 〇〇 〇〇											
口座名義	株式会社 北区不動産 代表取締役 〇〇 〇〇											

(注)入札者は、太い枠内を必ず記載してください。裏面の注意事項を必ずお読みください。

金融機関の証明書(振込金受取書)の写しの貼付箇所

※事務局使用欄

受理日	令和 年 月 日	取扱者	
買受資格	☐ 有（ ☐ 最高価 ・ ☐ 次順位）	取扱者	
	☐ 無		
払出日	令和 年 月 日	取扱者	

注意事項

- 1 氏名(名称)、住所(所在地)は住民登録(商業登記)上のものを記入してください。
- 2 金額の頭に¥マークを記入してください。
- 3 公売保証金振込通知書兼払渡請求書は、入札を行う売却区分番号ごとに、それぞれ作成してください。
- 4 公売保証金振込者は、公売の入札者でなければなりません。

※公売保証金振込者と入札者が異なる場合は、入札が無効となります。

- 5 最高価申込者等とならなかった場合など、公売保証金を返還する事由が生じた場合は、「公売保証金の払渡請求」欄に記載された金融機関の口座へ振込みにより返還します。公売保証金の返還には2週間程度を要しますのであらかじめご承知おきください。

※公売保証金は入札者に返還しますので、「公売保証金の払渡請求」欄に記載する預金口座は、入札者本人名義の口座を誤りのないように記載してください。

- 6 公売保証金の振込先は、次のとおりです。

公売保証金振込先

北洋銀行 札幌市役所支店 当座預金 1005099
サッポロソウセイイトウカ ケンキンスイウイン
口座名義人 札幌市納税指導課 現金出納員

- 7 現金又は小切手(電子交換所参加銀行が振り出したもの(いわゆる預金小切手)で、呈示期間の満了までに5日以上のあるものに限ります。)を公売の場所に直接持参する方法で公売保証金を提供する場合は、「公売保証金振込者」を「公売保証金提出者」と、表面の「上記の売却区分番号に係る公売財産の入札を行うに当たって、上記の公売保証金を金融機関へ振込みにより提出しました。」を「上記の売却区分番号に係る公売財産の入札を行うに当たって、上記の公売保証金を提出します。」と読み替えます。
- 8 現金又は小切手(電子交換所参加銀行が振り出したもの(いわゆる預金小切手)で、呈示期間の満了までに5日以上のあるものに限ります。)を公売の場所に直接持参する方法で公売保証金を提供する場合は、金融機関の証明書(振込金受取書)の写しの貼付は不要です。

※入札にあたっては、裏面の注意事項をよく読んでください。

入 札 書																																											
令和 年 月 日																																											
札幌市長																																											
入札者 住(所在地)所 _____ フリガナ _____ 氏(名称) 名 _____ (日中連絡可能な) 電話番号 _____ 代理人 住(所在地)所 _____ フリガナ _____ 氏(名称) 名 _____ (日中連絡可能な) 電話番号 _____																																											
札幌市告示第 号に基づいて、下記のとおり入札します。																																											
記																																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><thead><tr><th style="width: 15%;">売却区分番号</th><th colspan="10" style="text-align: center;">入札価額</th></tr><tr><th></th><th style="width: 5%;">十億</th><th style="width: 5%;">億</th><th style="width: 5%;">千万</th><th style="width: 5%;">百万</th><th style="width: 5%;">十万</th><th style="width: 5%;">万</th><th style="width: 5%;">千</th><th style="width: 5%;">百</th><th style="width: 5%;">十</th><th style="width: 5%;">円</th></tr></thead><tbody><tr><td style="height: 50px;"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>											売却区分番号	入札価額											十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円											
売却区分番号	入札価額																																										
	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円																																	
※ 次順位買受申込資格者となったとき、次順位買受申込 する ・ しない																																											
☐ 買受人となった場合の適格請求書(インボイス)の交付希望 (希望するときは、左の口内にチェックを入れてください。)																																											

注意

売却区分番号等太枠内の記載がない場合は入札が無効になります。

※事務局使用欄

売 却 決 定				最 高 価 申 込 者 決 定			
令和 年 月 日				令和 年 月 日			
部 長	課 長	係 長	係	課 長	係 長	係	
(最高価 ・ 次順位) 申込者に売却決定してよろしいか。				(最高価 ・ 次順位) 申込者に決定してよろしいか。			

※注意事項

- 1 入札書は、売却区分番号ごとに、それぞれ作成してください。
- 2 字体は鮮明にインク又はボールペンで書いてください。
- 3 入札書には、住民登録上の住所、氏名（法人においては商業登記上の所在地、名称）を正しく記載してください。架空の名義又は他人の名義を使用しないでください。
- 4 法人が入札する場合には、実際に入札手続をする代表権限を有する方の役職及び氏名を入札書に記載してください。
- 5 代理人が入札する場合は、入札に先立って委任状＜公売手続全般用＞（委任者の実印を押印し、委任者の印鑑証明書を添付したもの）を提出してください。また、入札書には、入札者の住所（所在地）及び氏名（名称）のほか、代理人の住所（所在地）及び氏名（名称）を記載をしてください。
法人の従業員等代表権限を有しない方が法人名で入札する場合には、入札に先立って、代表権限を有する方による委任状＜公売手続全般用＞（委任者の実印を押印し、委任者の印鑑証明書を添付したもの）を提出してください。
- 6 入札価額は公売財産の見積価額以上の価額を記載してください。
また、アラビア数字で明確に記載し、入札価額の頭部には、「¥」を記載してください。
- 7 公売財産の売却決定は、最高価申込者の入札価額をもって行います。
- 8 書き損じたときは、訂正をしないで、新しい入札書を作成してください。
- 9 入札者は、提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができません。
また、同一人が同一の公売財産について2枚以上の入札書を提出した場合は、いずれの入札書も無効なものとなります。
- 10 適格請求書が交付できる財産については、公売公告に適格請求書を交付できる旨の記載がありますので、当該記載がない場合には、上記のチェックを入れても適格請求書は交付できません。

※入札にあたっては、裏面の注意事項をよく読んでください。

(本人入札の記載例)

入 札 書											
入札書を提出する年月日を記載してください。				令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日							
札幌市長											
住所・氏名は、個人の場合は住民票、法人の場合は商業登記簿のとおり記載してください。				入札者 住(所在地)所 札幌市北区北24条西6丁目1番1号 フリガナ キタクフドウサン 氏(名称)名 株式会社 北区不動産 代表取締役 ○○ ○○ (日中連絡可能な)電話番号 ○○○-○○○-○○○○							
肩書き、代表者名を省略しないで記載してください。				代理人 住(所在地)所 _____ フリガナ _____ 氏(名称)名 _____ (日中連絡可能な)電話番号 _____							
札幌市告示第 ○○○ 号に基づいて、下記のとおり入札します。											
告示番号と売却区分番号を記載してください。				記 入札金額の頭部に「¥」をつけてください。							
売却区分番号		入札価額									
○○-○○○		十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
¥		1	1	1	0	0	0	1	0	0	
※ 次順位買受申込資格者となったとき、次順位買受申込 する・しない											
☒ 買受人となった場合の適格請求書(インボイス)の交付希望 (希望するときは、左の口内にチェックを入れてください。)											
適格請求書(インボイス)の交付を希望する場合は、チェックを入れてください。											

注意

売却区分番号等太枠内の記載がない場合は入札が無効になります。

※事務局使用欄

売却決定			
令和	年	月	日
部長	課長	係長	係
(最高価・次順位) 申込者に売却決定してよろしいか。			

最高価申込者決定			
令和	年	月	日
課長	係長	係	
(最高価・次順位) 申込者に決定してよろしいか。			

※入札にあたっては、裏面の注意事項をよく読んでください。 (代理人入札の記載例)

入 札 書											
入札書を提出する年月日を記載してください。						令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日					
札幌市長											
住所・氏名は、個人の場合は住民票、法人の場合は商業登録簿のとおり記載してください。						入札者 住(所在地)所 フリガナ 氏(名称)名 札幌市北区北24条西6丁目1番1号 キタクフドウサン 株式会社 北区不動産 代表取締役 ○○ ○○ 					
肩書き、代表者名を省略しないで記載してください。						(日中連絡可能な) 電話番号 ○○○-○○○-○○○○					
代理人が入札する場合は、代理人の住民票上の住所及び氏名を記載してください。						代理人 住(所在地)所 フリガナ 氏(名称)名 札幌市中央区北○条西○丁目○番○号 サッポロ タロウ 札幌 太郎 					
(日中連絡可能な) 電話番号 ○○○-○○○-○○○○											
札幌市告示第 ○○○ 号に基づいて、下記のとおり入札します。											
告示番号と売却区分番号を記載してください。						入札金額の頭部に「¥」をつけてください。					
売却区分番号		入札価額									
○○-○○○		十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
¥		1	1	1	0	0	0	1	0	0	
※ 次順位買受申込資格者となったとき、次順位買受申込 する ・ しない											
☒ 買受人となった場合の適格請求書(インボイス)の交付希望 (希望するときは、左の口内にチェックを入れてください。)											
適格請求書(インボイス)の交付を希望する場合は、チェックを入れてください。											
注意											
売却区分番号等太枠内の記載がない場合は入札が無効になります。											

※事務局使用欄

売却決定			
令和	年	月	日
部長	課長	係長	係
(最高価・次順位) 申込者に売却決定してよろしいか。			

最高価申込者決定			
令和	年	月	日
課長	係長	係	
(最高価・次順位) 申込者に決定してよろしいか。			

外側の実線を切り取って、ご使用ください。



入札書提出用封筒受領証(No.)

入札を行う公売財産の 売却区分番号	
開 札 日 時	令和7年11月20日 午前10時00分

札幌市財政局税政部納税指導課

この部分の裏面は、のり付けしないでください。

折り線

札幌市財政局税政部納税指導課

入札を行う公売財産の 売却区分番号	
開 札 日 時	令和7年11月20日 午前10時00分

この部分の裏面をのり付けし、適宜の封筒に貼付してください。
なお、貼付した封筒は、必ず封をしたうえで、提出してください。

入 札 書 在 中

開
封
厳
禁

注意事項

- 1 この封筒には、入札書以外は入れないでください。
- 2 公売保証金を納付した後に入札書を提出してください。

陳述書 (個人用)

札幌市長 殿

※内容を確認し、□にチェックを入れてください。

- 私は、暴力団員等ではありません。

※「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。

- 私は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において、入札等をする者ではありません。

※該当する場合は、☐にチェックを入れてください。

- 自己の計算において私に入札等をさせようとする者は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」に記載のとおりです。
この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。

売却区分番号			陳述書作成日	令和	年	月	日
入札者（買受申込者）	住 所	〒					
		電話番号 ()					
	(フリガナ)						
	氏 名						
	生年月日	☐ 大正 ☐ 平成	年	月	日	性別	☐ 男性 ☐ 女性
		☐ 昭和 ☐ 令和					

【注意事項】

- 1 本様式は、入札者（買受申込者）が個人の場合に使用する陳述書です。
陳述書は、入札等を行う財産（区分番号）ごとに作成し、入札等までに提出してください。
提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 2 字体は鮮明に、**インク又はボールペン**で書いてください。
- 3 共同で入札等を行う場合は、入札者（買受申込者）ごとに陳述書を提出してください。
- 4 **提出後の陳述書（別紙を含む。）の訂正や追完はできません。**
- 5 入札者（買受申込者）が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書（宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証）の写しを提出してください。
- 6 自己の計算において入札等をさせようとする者（入札者（買受申込者）に資金を渡すなどして自己の為に入札等をさせようとする者をいいます。）がある場合は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」を併せて提出してください。
- 7 **虚偽の陳述をした場合、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります（地方税法第334条等）。**

陳 述 書 (個人用)

(記載例)

札幌市長 殿

※内容を確認し、□にチェックを入れてください。

☒ 私は、暴力団員等ではありません。

暴力団員等ではないことの陳述

※「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。

☒ 私は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において、入札等をする者ではありません。

「自己の計算において入札させようとする者がいない」又は「自己の計算において入札等をさせようとする者が暴力団員等ではない」ことの陳述

※該当する場合は、□にチェックを入れてください。

☐ 自己の計算において私に入札等をさせようとする者は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」に記載のとおりです。

この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。

「自己の計算において入札させようとする者」がいない場合はチェック不要

売却区分番号	〇〇-〇〇〇	陳述書作成日	令和 〇 年 〇 月 〇 日
入札者(買受申込者)	住 所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 札幌市北区北24条西6丁目1番1号 電話番号 011 (211) 〇〇〇〇	
	(フリガナ)	チュウオウ タロウ	
	氏 名	中 央 太 郎	
	生年月日	☐ 大正 ☐ 平成 〇 年 〇 月 〇 日 ☒ 昭和 ☐ 令和	性別

【注意事項】

- 本様式は、入札者(買受申込者)が個人の場合に使用する陳述書です。陳述書は、入札等を行う財産(区分番号)ごとに作成し、入札等までに提出してください。提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 共同で入札等を行う場合は、入札者(買受申込者)ごとに陳述書を提出してください。
- 提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追完はできません。
- 入札者(買受申込者)が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書(宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証)の写しを提出してください。
- 自己の計算において入札等をさせようとする者(入札者(買受申込者)に資金を渡すなどして自己の為に入札等をさせようとする者をいいます。)がある場合は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」を併せて提出してください。
- 虚偽の陳述をした場合、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(地方税法第334条等)。

自己の計算において入札等をさせようとする者(入札者(買受申込者)に資金を渡すなどして自己の為に入札等をさせようとする者をいいます。)がある場合は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」を併せて提出してください。

陳 述 書（法人用）

札 幌 市 長 殿

※内容を確認し、□にチェックを入れてください。

☐ 当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。

※「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条 第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。

☐ 当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において、入札等をする者ではありません。

※該当する場合は、□にチェックを入れてください。

☐ 自己の計算において当法人に入札等をさせようとする者は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」に記載のとおりです。
この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。

売却区分番号			陳述書作成日	令和 年 月 日
入 札 者 （ 買 受 申 込 者 ）	法人所在地	〒 ー		
	(フリガナ)	電話番号 ()		
	法人名称			
	代表者氏名			
	役 員	陳述書（法人用）別紙「入札者（買受申込者）である法人の役員に関する事項」のとおり		

【注意事項】

- 1 本様式は、入札者（買受申込者）が法人の場合に使用する陳述書です。
陳述書は、入札等を行う財産（売却区分番号）ごとに作成し、入札等までに提出してください。
提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 2 陳述書（法人用）別紙「入札者（買受申込者）である法人の役員に関する事項」及び「法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）」を併せて提出してください。
- 3 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 4 共同で入札等を行う場合は、入札者（買受申込者）ごとに陳述書を提出してください。
- 5 提出後の陳述書（別紙を含む。）の訂正や追完はできません。
- 6 入札者（買受申込者）が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書（宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証）の写しを提出してください。
- 7 自己の計算において入札等をさせようとする者（入札者（買受申込者）に資金を渡すなどして自己の為に入札等をさせようとする者をいいます。）がある場合は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」を併せて提出してください。
- 8 虚偽の陳述をした場合、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります（地方税法第334条等）。

陳 述 書 (法人用)

(記載例)

札 幌 市 長 殿

※内容を確認し、□にチェックを入れてください。

法人の役員が暴力団員等ではないことの陳述

☒ 当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。

※「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条 第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。

☒ 当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において、入札等をする者ではありません。

「自己の計算において入札させようとする者がいない」又は「自己の計算において入札等をさせようとする者が暴力団員等ではない」ことの陳述

※該当する場合は、□にチェックを入れてください。

☐ 自己の計算において当法人に入札等をさせようとする者は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」に記載のとおりです。
この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。

「自己の計算において入札させようとする者」がいない場合はチェック不要

売却区分番号	〇〇-〇〇〇	陳述書作成日	令和 〇 年 〇 月 〇 日
入 札 者 (買 受 申 込 者)	法人所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 札幌市北区北24条西6丁目1番1号 電話番号 011 (211) 〇〇〇〇	
	(フリガナ)	カブシキガイシャ キタクフトウサン	
	法人名称	株式会社 北区不動産	
	代表者氏名	〇〇 〇〇	
	役 員	陳述書(法人用)別紙「入札者(買受申込者)である法人の役員に関する事項」のとおり	

【注意事項】

- 本様式は、入札者(買受申込者)が法人の場合に使用する陳述書です。
陳述書は、入札等を行う財産(売却区分番号)ごとに作成し、入札等までに提出してください。
提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 陳述書(法人用)別紙「入札者(買受申込者)である法人の役員に関する事項」及び「法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)」を併せて提出してください。
- 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 共同で入札等を行う場合は、入札者(買受申込者)ごとに陳述書を提出してください。
- 提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追完はできません。
- 入札者(買受申込者)が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書(宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証)の写しを提出してください。
- 自己の計算において入札等をさせようとする者(入札者(買受申込者)に資金を渡すなどして自己の為に入札等をさせようとする者をいいます。)がある場合は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」を併せて提出してください。
- 虚偽の陳述をした場合、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(地方税法第334条等)。

自己の計算において入札等をさせようとする者(入札者(買受申込者)に資金を渡すなどして自己の為に入札等をさせようとする者をいいます。)がある場合は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」を併せて提出してください。

入札者(買受申込者)である法人の役員に関する事項

※該当する□にチェックを入れてください。

1	住 所	〒 ー		
	(フリガナ)			
	氏 名		役職	
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 平成 年 月 日 ☐ 昭和 ☐ 令和	性別	☐ 男性 ☐ 女性
2	住 所	〒 ー		
	(フリガナ)			
	氏 名		役職	
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 平成 年 月 日 ☐ 昭和 ☐ 令和	性別	☐ 男性 ☐ 女性
3	住 所	〒 ー		
	(フリガナ)			
	氏 名		役職	
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 平成 年 月 日 ☐ 昭和 ☐ 令和	性別	☐ 男性 ☐ 女性
4	住 所	〒 ー		
	(フリガナ)			
	氏 名		役職	
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 平成 年 月 日 ☐ 昭和 ☐ 令和	性別	☐ 男性 ☐ 女性
5	住 所	〒 ー		
	(フリガナ)			
	氏 名		役職	
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 平成 年 月 日 ☐ 昭和 ☐ 令和	性別	☐ 男性 ☐ 女性

【注意事項】

- 1 入札者(買受申込者)が法人の場合は、本書面及び「法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)」の提出が必要です。提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 2 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 3 役員全員(代表者を含む。)を記載してください。役員が6人以上いる場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 4 提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追完はできません。

入札者(買受申込者)である法人の役員に関する事項

※該当する□にチェックを入れてください。

1	住 所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 札幌市北区北24条西6丁目1番1号			
	(フリガナ)	〇〇 〇〇			
	氏 名	〇〇 〇〇		役職	代表取締役
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 平成 ☒ 昭和 ☐ 令和 〇 年 〇 月 〇 日		性別	☒ 男性 ☐ 女性
2	住 所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 札幌市北区北24条西6丁目1番1号			
	(フリガナ)	△△ △△			
	氏 名	△△ △△		役職	取締役
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 平成 ☒ 昭和 ☐ 令和 〇 年 〇 月 〇 日		性別	☐ 男性 ☒ 女性
	住 所	〒 -			
		住所・氏名(フリガナ)・生年月日・性別については、それらを証明する文書(住民票等)のとおりに記載してください。なお、住民票等の添付は必要ありません。			
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 平成 ☐ 昭和 ☐ 令和 年 月 日		性別	☐ 男性 ☐ 女性
4	法人の業務の執行又は監査に係る権限を有する者を全員記載してください。 【陳述書に記載すべき役員の範囲の例】 株式会社及び有限会社 : 取締役、監査役、会計参与及び執行役 合名会社、合資会社及び合同会社 : 社員 その他の法人 : 上記役員等に準ずる者 なお、役員が法人の場合は、当該役員についても陳述する必要があります。				
	(フリガナ)				
	氏 名				
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 平成 ☐ 昭和 ☐ 令和 年 月 日		性別	☐ 男性 ☐ 女性
	住 所	〒 -			
	法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)を併せて提出してください。商業登記簿に係る登記事項に変更が生じている場合は、変更の登記後の、最新の情報が記載された発行後3か月以内のものを提出してください。				
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 平成 ☐ 昭和 ☐ 令和 年 月 日		性別	☐ 男性 ☐ 女性

【注意事項】

- 1 入札者(買受申込者)が法人の場合は、本書面及び「法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)」の提出が必要です。提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 2 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 3 役員全員(代表者を含む。)を記載してください。役員が6人以上いる場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 4 提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追完はできません。

【陳述書別紙】

自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項

※該当する□にチェックを入れてください。

□個人	住 所	〒 —			
	(フリガナ)				
	氏 名				
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 平成 年 月 日 ☐ 昭和 ☐ 令和	性別	☐ 男性 ☐ 女性	
□法人	法人所在地	〒 —			
	(フリガナ)				
	法人名称				
	役 員	別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者(法人)の役員に関する事項」のとおり			

【注意事項】

- 1 自己の計算において入札等をさせようとする者がいる場合は、本書面の提出が必要です(複数いる場合は、本用紙を複数枚用いてください。)
提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 2 自己の計算において入札等をさせようとする者が法人である場合は、別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者(法人)の役員に関する事項」及び「法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)」の提出が必要です。
- 3 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 4 提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追完はできません。
- 5 入札者(買受申込者)が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書(宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証)の写しを提出してください。

自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項

※該当する□にチェックを入れてください。

☒ 個人	住 所	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 札幌市白石区〇〇通〇丁目北〇-〇		
	(フリガナ)	シロイシ キクミ		
	氏 名	白石 菊美		
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 平成 ☒ 昭和 ☐ 令和	〇 年 〇 月 〇 日	性別 ☐ 男性 ☒ 女性
☐ 法人	法人所在地	〒 -		
	(フリガナ)			
	法人名称			
「自己の計算において入札等をさせようとする者」が個人の場合、チェックを入れてください。				

個人の住所・氏名(フリガナ)・生年月日・性別については、それらを証明する文書(住民票等)のとおりに記載してください。

【注意事項】

- 1 自己の計算において入札等をさせようとする者がいる場合は、本書面の提出が必要です(複数いる場合は、本用紙を複数枚用いてください)。
提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 2 自己の計算において入札等をさせようとする者が法人である場合は、別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者(法人)の役員に関する事項」及び「法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)」の提出が必要です。
- 3 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 4 提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追完はできません。
- 5 入札者(買受申込者)が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書(宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証)の写しを提出してください。

自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項

※該当する□に

別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者(法人)の役員に関する事項」を作成し、「法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)」と併せて提出してください。

□個人	(フリガナ)				
	氏 名				
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 平成 ☐ 昭和 ☐ 令和	年	月	日
☑法人	法人所在地	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 札幌市手稲区前田〇条〇丁目〇番〇号			
	(フリガナ)	カブシキガイシャ テイネシゼイショウジ			
	法人名称	株式会社手稲市税商事			
	役 員	別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者(法人)の役員に関する事項」のとおり			

法人の所在地・名称(フリガナ)については、それらを証明する文書(商業登記簿等)のとおり記載してください。

「自己の計算において入札等をさせようとする者」が法人の場合、チェックを入れてください。

【注意事項】

- 1 自己の計算において入札等をさせようとする者がいる場合は、本書面の提出が必要です(複数いる場合は、本用紙を複数枚用いてください。)
提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 2 自己の計算において入札等をさせようとする者が法人である場合は、別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者(法人)の役員に関する事項」及び「法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)」の提出が必要です。
- 3 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 4 提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追完はできません。
- 5 入札者(買受申込者)が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書(宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証)の写しを提出してください。

(別紙)

自己の計算において入札等をさせようとする者(法人)の役員に関する事項

※該当する□にチェックを入れてください。

1	住 所	〒 —		
	(フリガナ)			
	氏 名		役職	
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 平成 ☐ 昭和 ☐ 令和	年 月 日	性別 ☐ 男性 ☐ 女性
2	住 所	〒 —		
	(フリガナ)			
	氏 名		役職	
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 平成 ☐ 昭和 ☐ 令和	年 月 日	性別 ☐ 男性 ☐ 女性
3	住 所	〒 —		
	(フリガナ)			
	氏 名		役職	
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 平成 ☐ 昭和 ☐ 令和	年 月 日	性別 ☐ 男性 ☐ 女性
4	住 所	〒 —		
	(フリガナ)			
	氏 名		役職	
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 平成 ☐ 昭和 ☐ 令和	年 月 日	性別 ☐ 男性 ☐ 女性
5	住 所	〒 —		
	(フリガナ)			
	氏 名		役職	
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 平成 ☐ 昭和 ☐ 令和	年 月 日	性別 ☐ 男性 ☐ 女性

【注意事項】

- 1 自己の計算において入札等をさせようとする者が法人の場合は、本書面及び「法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）」の提出が必要です。
提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 2 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 3 役員全員（代表者を含む。）を記載してください。役員が6人以上いる場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 4 提出後の陳述書（別紙を含む。）の訂正や追完はできません。

(別紙)

【記載例】自己の計算において入札等をさせようとする者が法人の場合

自己の計算において入札等をさせようとする者(法人)の役員に関する事項

※該当する□にチェックを入れてください。

1	住所	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 札幌市手稲区前田〇条〇丁目〇番〇号			
	(フリガナ)	●● ハナコ			
	氏 名	●● 花子	役職	代表取締役	
	生 年 月 日	☐ 大正 ☒ 平成 ☐ 昭和 ☐ 令和	● 年 ● 月 ● 日	性別	☐ 男性 ☒ 女性
2	住所	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 札幌市手稲区前田〇条〇丁目〇番〇号			
	(フリガナ)	●● イチロウ			
	氏 名	●● 一郎	役職	監査役	
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 平成 ☒ 昭和 ☐ 令和	● 年 ● 月 ● 日	性別	☒ 男性 ☐ 女性
	住所	〒 -			
	住所・氏名(フリガナ)・生年月日・性別については、それらを証明する文書(住民票等)のとおりに記載してください。なお、住民票等の添付は必要ありません。		役職		
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 平成 ☐ 昭和 ☐ 令和	年 月 日	性別	☐ 男性 ☐ 女性
4	法人の業務の執行又は監査に係る権限を有する者を全員記載してください。 【陳述書に記載すべき役員の範囲の例】 株式会社及び有限会社 : 取締役、監査役、会計参与及び執行役 合名会社、合資会社及び合同会社 : 社員 その他の法人 : 上記役員等に準ずる者 なお、役員が法人の場合は、当該役員についても陳述する必要があります。				
					☐ 女性
5	法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)を併せて提出してください。商業登記簿に係る登記事項に変更が生じている場合は、変更の登記後の、最新の情報が記載された発行後3か月以内のものを提出してください。				
	氏 名		役職		
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 平成 ☐ 昭和 ☐ 令和	年 月 日	性別	☐ 男性 ☐ 女性

【注意事項】

- 1 自己の計算において入札等をさせようとする者が法人の場合は、本書面及び「法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)」の提出が必要です。
提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 2 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 3 役員全員(代表者を含む。)を記載してください。役員が6人以上いる場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 4 提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追完はできません。

委任状

令和 年 月 日

札幌市長 宛

(委任者)

住 所

氏 名

実印

電 話 ()

私は、下記の者を代理人と定め、以下の権限を委任します。

記

(受任者)

住 所

氏 名

電 話 ()

< 委任事項 >

札幌市告示番号第 号/売却区分番号 ー に関する

1. 公売財産の公売保証金の納付の権限及び受領に関する権限
2. 公売財産の納付した公売保証金の充当に関する権限
3. 公売財産の入札（買受の申込み）に関する権限
4. 公売財産の買受代金の納付に関する権限
5. 公売財産の受領及び権利移転手続きに関する権限
6. 上記 1 から 5 に附帯する一切の権限

注 1 委任状は、委任者本人が作成してください。

注 2 委任状に使用する印鑑は、実印です。委任者の印鑑証明書を併せて提出してください

注 3 委任者が法人の場合は、氏名欄に法人名・代表者の資格及び代表者名を必ず併記してください。

注 4 委任状に不備があった際には、権利移転手続に応じられない場合があります。

注 5 共同で買受申込みを行う場合は、共同買受申込者全員（受任者を除く。）からの提出が必要です。

注 6 落札後、最高価申込者又は次順位買受申込者となられた方が代理人を定める場合は、この用紙ではなく、
< 落札後_権利移転手続用 > の委任状の用紙を使用してください。

記載例

委任状

委任の日付

令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

札幌市長宛

(委任者)

個人の場合は住民票上の住所を、法人の場合は商業登記簿上の本店の所在地を記載してください。

住所 札幌市北区北24条西6丁目1番1号
氏名 株式会社北区不動産 代表取締役 〇〇 〇〇
電話 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇

実印

私は、下記の者を代理人と定め、以下の権限を委任します。

法人の場合は肩書き、代表者名を省略しないで記載してください。

(受任者)

記

代理人の住民票上の住所（本人確認書類（運転免許証等）で確認できる住所）

本人（委任者）に代わり、公売手続を行う代理人の住所・氏名等を記載してください。

住所 札幌市中央区北〇条西〇丁目〇番〇号
氏名 札幌 太郎
電話 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇

法人で入札する場合、代表権限を有しない社員（従業員等）が公売手続を行う場合は、その者に対する委任状を作成し、提出する必要があります。

公売財産が特定できるように、告示番号と売却区分番号を記載してください。

< 委任事項 >

札幌市告示番号第 〇〇〇〇 号/売却区分番号 10 - 003 に関する

1. 公売財産の公売保証金の納付の権限及び受領に関する権限
2. 公売財産の納付した公売保証金の充当に関する権限
3. 公売財産の入札（買受の申込み）に関する権限
4. 公売財産の買受代金の納付に関する権限
5. 公売財産の受領及び権利移転手続きに関する権限
6. 上記1から5に附帯する一切の権限

注1 委任状は、委任者本人が作成してください。

注2 委任状に使用する印鑑は、実印です。委任者の印鑑証明書を併せて提出してください。

注3 委任者が法人の場合は、氏名欄に法人名・代表者の資格及び代表者名を必ず併記してください。

注4 委任状に不備があった際には、権利移転手続に応じられない場合があります。

注5 共同で買受申込みを行う場合は、共同買受申込者全員（受任者を除く。）からの提出が必要です。

注6 落札後、最高価申込者又は次順位買受申込者となられた方が代理人を定める場合は、この用紙ではなく、< 落札後_権利移転手続用 > の委任状の用紙を使用してください。

委 任 状

令和 年 月 日

札 幌 市 長 宛

(委任者)

住 所

氏 名

実印

電 話 ()

私は、下記の者を代理人と定め、以下の権限を委任します。

記

(受任者)

住 所

氏 名

電 話 ()

<委任事項>

札幌市告示番号第 号/売却区分番号 ー に関する

1. 公売財産の買受代金の納付に関する一切の権限
2. 公売財産の受領及び権利移転手続に関する一切の権限

注1 委任状は、委任者本人が作成してください。

注2 委任状に使用する印鑑は、実印です。委任者の印鑑証明書を併せて提出してください

注3 委任者が法人の場合は、氏名欄に法人名・代表者の資格及び代表者名を必ず併記してください。

注4 委任状に不備があった際には、権利移転手続に応じられない場合があります。

注5 共同で買受申込みを行う場合は、共同買受申込者全員（受任者を除く。）からの提出が必要です。

注6 入札の際に、代理人を定める場合は、この用紙ではなく、<公売手続全般用_入札時>の委任状の用紙を使用してください。

記載例		委任状		委任の日付
				令和 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日
札幌市長 宛				
(委任者)				
住所		札幌市北区北24条西6丁目1番1号		
氏名		株式会社北区不動産 代表取締役 ○○ ○○		実印
電話		○○○ (○○○) ○○○○		
個人の場合は住民票上の住所を、法人の場合は商業登記簿上の本店の所在地を記載してください。				法人の場合は肩書き、代表者名を省略しないで記載してください。
私は、下記の者を代理人と定め、以下の権限を委任します。				
(受任者)		記		代理人の住民票上の住所(本人確認書類(運転免許証等)で確認できる住所)
住所		札幌市中央区北○条西○丁目○番○号		
氏名		札幌 太郎		法人で入札する場合、代表権限を有しない社員(従業員等)が公売手続を行う場合は、その者に対する委任状を作成し、提出する必要があります。
電話		○○○ (○○○) ○○○○		
本人(委任者)に代わり、公売手続を行う代理人の住所・氏名等を記載してください。				
公売財産が特定できるように、告示番号と売却区分番号を記載してください。				
<委任事項>				
札幌市告示番号第 ○○○○ 号/売却区分番号 10 - 003 に関する				
1. 公売財産の買受代金の納付に関する一切の権限				
2. 公売財産の受領及び権利移転手続に関する一切の権限				

注1 委任状は、委任者本人が作成してください。

注2 委任状に使用する印鑑は、実印です。委任者の印鑑証明書を併せて提出してください

注3 委任者が法人の場合は、氏名欄に法人名・代表者の資格及び代表者名を必ず併記してください。

注4 委任状に不備があった際には、権利移転手続に応じられない場合があります。

注5 共同で買受申込みを行う場合は、共同買受申込者全員(受任者を除く。)からの提出が必要です。

注6 入札の際に、代理人を定める場合は、この用紙ではなく、<公売手続全般用_入札時>の委任状の用紙を使用してください。

※入札にあたっては、裏面の注意事項をよく読んでください。

入 札 書（共同入札用）

札幌市長

令和 年 月 日

共同入札代表者	住所			持分
	フリガナ		電話番号	
	氏名			
	☐ 買受人となった場合の適格請求書(インボイス)の交付希望(希望するときは、左の□にチェックを入れてください)			
共同入札者	住所			持分
	フリガナ		電話番号	
	氏名			
	☐ 買受人となった場合の適格請求書(インボイス)の交付希望(希望するときは、左の□にチェックを入れてください)			
共同入札者	住所			持分
	フリガナ		電話番号	
	氏名			
	☐ 買受人となった場合の適格請求書(インボイス)の交付希望(希望するときは、左の□にチェックを入れてください)			
共同入札者	住所			持分
	フリガナ		電話番号	
	氏名			
	☐ 買受人となった場合の適格請求書(インボイス)の交付希望(希望するときは、左の□にチェックを入れてください)			
代理人	住所			
	フリガナ		電話番号	
	氏名			

札幌市告示第 号に基づいて、下記のとおり入札します。
記

売却区分番号	入札価額									
	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

※ 次順位買受申込資格者となったとき、次順位買受申込 する ・ しない

注意：売却区分番号等太枠内の記載がない場合は入札が無効になります。

※事務局使用欄

売 却 決 定			
令和	年	月	日
部 長	課 長	係 長	係
(最高価 ・ 次順位)			
申込者に売却決定してよろしいか。			

最 高 価 申 込 者 決 定			
令和	年	月	日
課 長	係 長	係	
(最高価 ・ 次順位)			
申込者に決定してよろしいか。			

※注意事項

- 1 入札書は、売却区分番号ごとに、それぞれ作成してください。
- 2 字体は鮮明にインク又はボールペンで書いてください。
- 3 入札を行う場合は、入札に先立って共同入札者のなかから1名の共同入札代表者を定め、「共同入札代表者の届出書」を提出してください。
また、共同入札代表者が入札する場合は、代表者以外の方全員から代表者が代理権限を有することを証する委任状＜公売手続全般用＞（委任者の実印を押印し、委任者の印鑑証明書を添付したもの）を提出してください。
- 4 共同入札者は、共同で入札に参加される全ての者を記載してください。
また、公売財産の持分についても、事前に入札者間で決定の上、必ず記載してください。
- 5 入札書には、住民登録上の住所、氏名（法人においては商業登記上の所在地、名称）を正しく記載してください。架空の名義又は他人の名義を使用しないでください。
- 6 法人が入札する場合には、実際に入札手続をする代表権限を有する方の役職及び氏名を入札書に記載してください。
- 7 代理人が入札する場合には、共同入札者の方全員から受任者が代理権限を有することを証する委任状＜公売手続全般用＞（委任者の実印を押印し、委任者の印鑑証明書を添付したもの）を提出してください。
また、入札書には、共同入札者全員の入札者の住所（所在地）及び氏名（名称）のほか、代理人の住所（所在地）及び氏名（名称）を記載をしてください。
なお、法人の従業員等代表権限を有しない方が法人名で入札する場合には、入札に先立って、代表権限を有する方による委任状＜公売手続全般用＞（委任者の実印を押印し、委任者の印鑑証明書を添付したもの）を提出してください。
- 8 入札価額は公売財産の見積価額以上の価額を記載してください。
また、アラビア数字で明確に記載し、入札価額の頭部には、「¥」を記載してください。
- 9 公売財産の売却決定は、最高価申込者の入札価額をもって行います。
- 10 書き損じたときは、訂正をしないで、新しい入札書を作成してください。
- 11 入札者は、提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができません。
また、同一人が同一の公売財産について2枚以上の入札書を提出した場合は、いずれの入札書も無効なものとなります。
- 12 適格請求書が交付できる財産については、公売公告に適格請求書を交付できる旨の記載がありますので、当該記載がない場合には、上記のチェックを入れても適格請求書は交付できません。

※入札にあたっては、裏面の注意事項をよく読んでください。

入札書（共同入札用）

記載例

札幌市長

入札書を提出する年月日を記載してください。

令和 〇 年 〇 月 〇 日

共同入札代表者	住所	札幌市豊平区〇〇条〇丁目〇番〇号		持分 1/2
	フリガナ	トヨヒラ イチロウ	電話番号	
	氏名	豊平 一郎	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	
	☒ 買受人となった場合の適格請求書(インボイス)の交付希望(希望するときは、左の口をチェックを入れてください)			
共同入札者	住所	札幌市豊平区〇〇条〇丁目〇番〇号		持分 1/2
	フリガナ	トヨヒラ ジロウ	電話番号	
	氏名	豊平 二郎	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	
	☒ 買受人となった場合の適格請求書(インボイス)の交付希望(希望するときは、左の口をチェックを入れてください)			
共同入札者	住所	住所・氏名は、個人の場合は住民票、法人の場合は商業登記簿のとおり記載してください。		持分
	フリガナ			
	氏名			
	☐ 買受人となった場合の適格請求書(インボイス)の交付希望(希望するときは、左の口をチェックを入れてください)			
共同入札者	フリガナ	代理人が入札する場合は、代理人の住民票上の住所及び氏名を記載してください。		持分
	氏名			
	☐ 買受人となった場合の適格請求書(インボイス)の交付希望(希望するときは、左の口をチェックを入れてください)			
代理人	住所			持分
	フリガナ	告示番号と売却区分番号を記載してください。		
	氏名			

適格請求書(インボイス)の交付を希望する場合は、チェックを入れてください

の交付希望(希望するときは、左の口をチェックを入れてください)

共同入札者間の持分を記載してください。

札幌市告示第 〇〇〇 号に基づいて、下記のとおり入札記

入札金額の頭部に「¥」をつけてください。

売却区分番号	入札価額									
	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
〇〇-〇〇〇			¥	9	0	0	0	0	0	1

※ 次順位買受申込資格者となったとき、次順位買受申込

する・しない

注意：売却区分番号等太枠内の記載がない場合は入札が無効になります。

※事務局使用欄

売却決定				
令和	年	月	日	
部	長	課	長	係
(最高価 ・ 次順位)				
申込者に売却決定してよろしいか。				

最高価申込者決定				
令和	年	月	日	
課	長	係	長	係
(最高価 ・ 次順位)				
申込者に決定してよろしいか。				

入札書別紙(共同入札用)

令和 年 月 日

札幌市長

公売財産の名称		共同入札代表者氏名
売却区分番号	番 の 不 動 産	

	住 所(所在地)	氏 名(名称)	持分
共同入札者			
	☐	買受人となった場合の適格請求書(インボイス)の交付希望(希望するときは、左の□にチェックを入れてください)	
共同入札者			
	☐	買受人となった場合の適格請求書(インボイス)の交付希望(希望するときは、左の□にチェックを入れてください)	
共同入札者			
	☐	買受人となった場合の適格請求書(インボイス)の交付希望(希望するときは、左の□にチェックを入れてください)	
共同入札者			
	☐	買受人となった場合の適格請求書(インボイス)の交付希望(希望するときは、左の□にチェックを入れてください)	
共同入札者			
	☐	買受人となった場合の適格請求書(インボイス)の交付希望(希望するときは、左の□にチェックを入れてください)	
共同入札者			
	☐	買受人となった場合の適格請求書(インボイス)の交付希望(希望するときは、左の□にチェックを入れてください)	
共同入札者			
	☐	買受人となった場合の適格請求書(インボイス)の交付希望(希望するときは、左の□にチェックを入れてください)	
共同入札者			
	☐	買受人となった場合の適格請求書(インボイス)の交付希望(希望するときは、左の□にチェックを入れてください)	

注意事項

- 1 入札書に記載できなかった共同入札者全員の住所、氏名、持分、連絡先を記載してください。
※ 入札書に記載されている共同入札者は記載しないでください。
- 2 この別紙にも記載しきれない場合は、別の別紙を作成し、必ず共同入札者全員を記載してください。
- 3 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 4 書き損じた時は、訂正をしないで、新しい入札書別紙を作成してください。
- 5 左側余白部分を入札書に貼り付けて、入札書と一緒に提出してください。
- 6 適格請求書が交付できる財産については、公売公告に適格請求書を交付できる旨の記載がありますので、当該記載がない場合には、上記のチェックを入れても適格請求書は交付できません。

共同入札代表者の届出書

令和 年 月 日

札幌市長

共同入札者	住 所(所在地)	フリガナ 氏 名(名称)	持分

※共同入札者が5名以上の場合は、記載できない共同入札者全員を別紙に記載し、共同入札代表者の届出書に貼付してから提出してください。

令和 年 月 日開札の公売において、次の公売財産の入札に当たり、共同入札者全員を代表して入札手続等を行う者(入札書等の提出者、公売保証金及び買受代金の領収証書のあて名となる者等)として、次のとおり共同入札代表者を定めたので、届けます。

公売財産の名称	
売却区分番号	
	番 の 不 動 産

共同入札代表者	住所		
	フリガナ		電話番号
	氏名		

注意事項

- 共同入札代表者の届出書は、入札を行う売却区分番号ごとに、それぞれ作成してください。
- 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 共同入札者は、共同で入札に参加される全ての者を記載してください。
また、公売財産の持分についても、事前に入札者間で決定のうえ、必ず記載してください。
- 書き損じた時は、訂正をしないで、新しい共同入札代表者の届出書を作成してください。
- 適格請求書が交付できる財産については、公売公告に適格請求書を交付できる旨の記載がありますので、当該記載がない場合には、上記のチェックを入れても適格請求書は交付できません。

共同入札代表者の届出書

札幌市長 入札書を提出する年月日を記載してください。 令和 年 月 日

共同入札者	住 所(所在地)	フリガナ 氏 名(名称)	持分
	札幌市豊平区〇〇条〇丁目〇番〇号	トヨヒラ イチロウ	1/2
		豊平 一郎	
	札幌市豊平区〇〇条〇丁目〇番〇号	トヨヒラ ジロウ	1/2
		豊平 二郎	
	住所・氏名は、個人の場合は住民票、法人の場合は商業登記簿のとおり記載してください。 共同入札者全員について記載してください。 共同入札者間の持分を記載してください。		

※共同入札者が5名以上の場合は、記載できない共同入札者の届出書に貼付してから提出してください。

開札年月日を記載してください。

令和 〇年 〇月 〇日開札の公売において、次の公売財産の入札に当たり、共同入札者全員を代表して入札手続等を行う者（入札書等の提出者、公売保証金及び買受代金の領収証書のあて名となる者等）として、次のとおり共同入札代表者を定めたので、届けます。

公売財産の名称	
売却区分番号	番 の 不 動 産
〇〇-〇〇〇	

売却区分番号を記載してください。

住所・氏名は、個人の場合は住民票、法人の場合は商業登記簿のとおり記載してください。

共同入札代表者	住所	札幌市豊平区〇〇条〇丁目〇番〇号	
	フリガナ	トヨヒラ イチロウ	電話番号
	氏名	豊平 一郎	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

注意事項

- 共同入札代表者の届出書は、入札を行う売却区分番号ごとに、それぞれ作成してください。
- 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 共同入札者は、共同で入札に参加される全ての者を記載してください。
また、公売財産の持分についても、事前に入札者間で決定のうえ、必ず記載してください。
- 書き損じた時は、訂正をしないで、新しい共同入札代表者の届出書を作成してください。
- 適格請求書が交付できる財産については、公売公告に適格請求書を交付できる旨の記載がありますので、当該記載がない場合には、上記のチェックを入れても適格請求書は交付できません。

共同入札代表者の届出書別紙

令和 年 月 日

札幌市長

公売財産の名称		共同入札代表者氏名
売却区分番号	番 の 不 動 産	

	住 所(所在地)	氏 名(名称)	持分
共同入札者			
	☐	買受人となった場合の適格請求書(インボイス)の交付希望(希望するときは、左の□にチェックを入れてください)	
共同入札者			
	☐	買受人となった場合の適格請求書(インボイス)の交付希望(希望するときは、左の□にチェックを入れてください)	
共同入札者			
	☐	買受人となった場合の適格請求書(インボイス)の交付希望(希望するときは、左の□にチェックを入れてください)	
共同入札者			
	☐	買受人となった場合の適格請求書(インボイス)の交付希望(希望するときは、左の□にチェックを入れてください)	
共同入札者			
	☐	買受人となった場合の適格請求書(インボイス)の交付希望(希望するときは、左の□にチェックを入れてください)	
共同入札者			
	☐	買受人となった場合の適格請求書(インボイス)の交付希望(希望するときは、左の□にチェックを入れてください)	
共同入札者			
	☐	買受人となった場合の適格請求書(インボイス)の交付希望(希望するときは、左の□にチェックを入れてください)	
共同入札者			
	☐	買受人となった場合の適格請求書(インボイス)の交付希望(希望するときは、左の□にチェックを入れてください)	

注意事項

- 共同入札代表者の届出書に記載できなかった共同入札者全員の住所、氏名、持分を記載してください。
※ 共同入札代表者の届出書に記載されている共同入札者は記載しないでください。
- この別紙にも記載しきれない場合は、別の別紙を作成し、必ず共同入札者全員を記載してください。
- 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 書き損じた時は、訂正をしないで、新しい共同入札代表者の届出書別紙を作成してください。
- 左側余白部分を共同入札代表者の届出書に貼り付けて、共同入札代表者の届出書と一緒に提出してください。
- 適格請求書が交付できる財産については、公売公告に適格請求書を交付できる旨の記載がありますので、当該記載がない場合には、上記のチェックを入れても適格請求書は交付できません。

郵送用封筒（期間入札の方法による公売用）

外側の実線を切り取って、裏面をのり付けし、適宜の封筒に貼付してご使用ください。

（おもて）



切手を貼付してください。

060

8611

札幌市中央区北1条西2丁目札幌市役所本庁舎2階北側

札幌市財政局税政部納税指導課納税係公売担当 行

公売関係書類在中

封をする前に、必要書類等をもう一度ご確認ください。

（うら）



提出していただくもの			整理欄
共通	確認	書類名	
	☐	入札書 (必ず入札書提出用封筒に封入してください。)	
	☐	陳述書 (陳述内容に応じた必要書類を添付してください。)	
	☐	公売保証金振込通知書兼払渡請求書 (金融機関の振込証明書の写しを貼付してください。)	
法人	☐	(法人の場合)法人の役員を証する書面 (商業登記簿の登記事項証明書等)	
代理	☐	(代理人が入札する場合) 委任状	
許可	☐	(入札者が次の事業者の場合) 宅地建物取引業の免許証の写し 債権管理回収業の許可書の写し	

上記「提出していただくもの」を同封の上、送付してください。

差出人

(住所又は所在地) 〒 -

(氏名又は名称)

連絡先Tel

現金・小切手の同封厳禁！